

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光企画課

団 体 名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	「徳島観光アカデミー」開催 事業	観光人材の即戦力強化、次世 代の観光産業の担い手のため の講座を開催する	1	R6.8.27	R7.2.28	2,924	2,924	第2号(競争に不 向き)	公募型プロポーザル方式にて選定
2	①委託	とくしまロケーション・ブラン ド発信事業実施業務	フィルム・コミッション事業の普及 啓発及び支援	1	R6.4.1	R7.3.31	14,085	14,085	第2号(競争に不 向き)	県内の観光資源や観光施設に関する 情報を熟知し、地元市町村や地域住民 (団体)との連携や信頼関係が必要不可 欠であり、(一社)徳島県観光協会はこれ らを満たす唯一の公的機関であるため。
3	①委託	魅力あふれる「阿波とくし ま」観光誘客促進事業に係 る業務	観光コンテンツの発掘・磨き上げ や観光情報発信の強化	1	R6.4.1	R7.3.31	18,465	18,465	第2号(競争に不 向き)	本事業の実施に当たっては、徳島県の 観光推進施策への十分な理解、県内の 観光コンテンツに関する見識、観光プロ モーション等に関するノウハウが求めら れるとともに、県内の観光DMOや市町 村、県内外の観光関連事業者だけでなく、海外地域との連携や調整など、徳島 県と同様の事業遂行の能力が求められる。 (一財)徳島県観光協会は、当事業を 実施するために必要なノウハウ、人材、 事業実施体制を有しており、県内に同等 の能力を有する企業、団体が他になく、 唯一の団体であるため。
4	①委託	着地型観光コンベンション 事業	着地型旅行商品の情報発信等	1	R6.4.1	R7.3.31	14,728	14,728	第2号(競争に不 向き)	本事業を実施するに当たり、県内市町 村や観光関係団体等との連携が必要で あるとともに、公平性や透明性の確保が 必要不可欠であり、これを満たす県内事 業者は、県内観光資源や観光施設に関 する内容を熟知し、全県を対象として観 光客誘致事業を実施している県内唯一 の団体で、県内市町村や観光関係団体、 旅行業者等と常から連携している公的機 関である(一財)徳島県観光協会しか ない。 また、同協会が実施するコンベンション 開催支援助成に併せて当事業を実施す ること、観光客誘致や観光経済の活性 化などの相乗効果も期待できるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光企画課

団 体 名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	香港取材関係者受入対応 業務	香港からのインバウンド誘客に 資する取材が予定されているこ とから、より多くの観光情報を発 信できるように取材のサポートを 行い、インバウンド誘客拡大に 繋げる。	1	R6.9.3	R6.11.29	848	848	第1号(少額の場合)	本業務は香港からの取材対応にあたり、 中国語(広東語)での対応と、取材関係 者から取材先の観光地について質問が あった場合の対応のため、県内の観光に 関する深い知識を必要としている。(一 財)徳島県観光協会は、広東省出身の職 員が常勤しており、県内の観光に関する 知識も十分に持ち合わせていることか ら、最も効率的に業務遂行が見込めるた め。
6	①委託	タイ市場向けエージェント業 務	タイから徳島県への人流・物流・ 商流の拡大を図るため、現地 エージェントを確保し、効果的な 営業活動を行うほか、タイの有 力旅行博への出展、SNS を活 用した情報発信を行う。	1	R6.5.1	R7.3.31	2,700	2,700	第2号(競争に不 向き)	公募型プロポーザルにて選定

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光誘客課

団 体 名: 徳島空港ビル株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島阿波おどり空港フライト・インフォメーション・システム及び旅客誘導表示改修業務	徳島阿波おどり空港における国際線(香港)受入対応として、フライト・インフォメーション・システム及び旅客誘導表示を改修する。	1	R6.6.28	R6.7.17	1,741	1,741	第2号(競争に不向き)	徳島空港ビル株式会社は、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であり、徳島空港ターミナルビルを保有・管理運営し、及び徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理を受託している。 本業務は、徳島空港ビル株式会社が、徳島阿波おどり空港ターミナルビル及び徳島県立航空旅客取扱施設内で所有・管理又は指定管理するFIS(フライト・インフォメーション・システム)の表示ボード、制御装置、操作卓等の一体的な改修と国際線チェックインカウンター表示の改修を行うものであり、同社は本事業を実施できる唯一の事業者と認められる。
2	①委託	徳島阿波おどり空港フライト・インフォメーション・システム改修業務	徳島阿波おどり空港における国際線(韓国)受入対応として、フライト・インフォメーション・システムを改修する。	1	R6.11.5	R6.11.27	1,401	1,401	第2号(競争に不向き)	徳島空港ビル株式会社は、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であり、徳島空港ターミナルビルを保有・管理運営し、及び徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理を受託していることから、本事業を実施できる唯一の事業者と認められる。 本業務は、徳島空港ビル株式会社が、徳島阿波おどり空港ターミナルビル及び徳島県立航空旅客取扱施設内で所有・管理又は指定管理するFIS(フライト・インフォメーション・システム)の表示ボード、制御装置、操作卓等の一体的な改修を行うものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光誘客課

団 体 名: 徳島空港ビル株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
3	①委託	国際定期便利用者駐車場 割引支援業務	徳島空港駐車場を利用し、当該 路線に搭乗する乗客を対象にし た駐車場料金の割引を行い、徳 島阿波おどり空港を発着する国 際定期便のアウトバウンド利用 の促進を図る。	1	R6.10.28	R7.3.31	1,606	1,607	第2号(競争に不 向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港に就航 する国際定期便搭乗する乗客を対象にし た駐車場料金の割引サービス券の配布 を行い、アウトバウンド利用の促進を図る ものである。利用者の利便性を考慮する と、到着後確実に通過する空港ターミナ ルビル内かつ分かりやすい場所にある総 合案内所で配布することが最も効率的で ある。 徳島空港ビル株式会社は、空港法第 15条に基づき空港ごとに指定される徳 島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設 事業者」(空港においてその機能を確保 するために必要な航空旅客若しくは航空 貨物の取扱施設又は航空機給油施設を 建設し、又は管理する事業を行う者)であ り、徳島空港ターミナルビルを保有・管理 運営していることから、本事業を実施で きる唯一の事業者と認められる。
4	①委託	徳島阿波おどり空港到着者 靴底消毒実施業務	徳島阿波おどり空港の到着者通 路において、豚熱等家畜伝染病 に有効な消毒薬を染み込ませた マット上を通過することによる靴 底消毒に関する業務	1	R6.4.1	R7.3.31	1,405	1,405	第2号(競争に不 向き)	当該空港を管理しているため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 文化振興課

団 体 名: (公財)徳島県文化振興財団

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	あわ文化継承・発展 に係る業務	本県ならではの文化を継承し、 人材育成や文化振興を図るとと もに、文化の力で地域の活性化 に視する取組を実施するもの	1	R6.4.1	R7.3.31	1,846	1,846	第2号(競争に不 向き)	(公財)徳島県文化振興財団は、本県文 化振興の拠点施設である徳島県郷土文 化会館(あわぎんホール)の運営に関す る高い専門性と、様々な文化事業の実 施実績に基づく文化の継承・発展のため の知見を有している。 また、本業務の実施にあたり必要となる 県と連携した取組の推進においても多数 の実績があることから、効率的かつ効 果的な業務遂行が期待できるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 文化資源活用課

団 体 名: (公財)徳島県埋蔵文化財センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和6年度徳島管内道路埋蔵文化財調査委託	埋蔵文化財発掘・整理業務	1	R6.4.1	R7.3.31	111,200	111,200	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財調査業務を委託できる機関が他にないため。
2	①委託	令和6年度街路事業(住吉・万代・園瀬橋線)関連埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R6.4.1	R7.3.31	45,800	45,800	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
3	①委託	徳島法務総合庁舎新営事業に伴う令和6年度埋蔵文化財調査業務	埋蔵文化財整理業務	1	R6.4.1	R7.3.31	32,100	32,100	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
4	①委託	令和6年度県立中央病院局南棟(ER棟)増築工事に関する埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R6.12.27	R7.3.31	13,500	13,500	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
5	①委託	令和6年度緊急地方道路整備事業船戸切幡上板線土成工区関連埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R6.4.1	R7.3.31	20,900	20,900	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
6	①委託	令和6年度那賀川河川改修事業(加茂堤防)に伴う埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R6.4.1	R7.3.31	102,100	102,100	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。
7	①委託	令和6年度那賀川河川改修事業(阿南市十八女堤防)関連埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R6.12.23	R7.3.31	22,700	22,700	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。
8	①委託	令和6年度蔵本公園プールスタンド改築工事関連埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R6.5.31	R7.3.31	18,000	18,000	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：文化資源活用課

団 体 名：（公財）徳島県埋蔵文化財センター

（金額単位：千円）

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称（業務名等）	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 （自治法施行令第1 67条の2第1項）	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	令和6年度収蔵庫等管理業務	収蔵庫等管理業務	1	R6.4.1	R7.3.31	3,900	3,900	第2号（競争に不向き）	県内の遺跡や発掘調査の状況及び歴史的環境等の特性を正しく理解し、適切に業務を遂行できる専門性を持った県内唯一の業者であるため。
10	①委託	温故知新！「いにしえ」を訪ねて「ミライ」を創るプロジェクト事業埋蔵文化財速報展「発掘とくしま」実施業務	埋蔵文化財速報展実施業務	1	R6.4.1	R7.3.31	650	650	第2号（競争に不向き）	県内の発掘調査に関わり、出土遺物の状況や特性を正しく理解し、保存についても適切に業務を遂行できる専門性を持った県内唯一の業者であるため。
11	①委託	令和6年度遺物保存処理等業務	遺物保存処理等業務	1	R6.4.1	R7.3.31	174	174	第2号（競争に不向き）	県内の発掘調査に関わり、出土遺物の状況や特性を正しく理解し、保存についても適切に業務を遂行できる専門性を持った県内唯一の業者であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 多文化共生・人権課

団 体 名: (公財)徳島県国際交流協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和6年度 外国人にやさしい徳島づく り推進事業	国際理解支援講師の派遣や国 際理解フォーラムの開催、専門 ボランティアの養成、防災啓発 等に係る業務	1	R6.4.1	R7.3.31	14,332	14,332	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関か ら委託された事業を実施しており、豊富な 経験と専門的知識及びノウハウを有して いる。また当該業務の成果を実効あるも のにするためには、常に県と緊密な連絡 体制が整っていることが必要であるた め。
2	①委託	令和6年度 地域で学ぶ！日本語教育 推進事業	日本語教室の開催、日本語指 導ボランティア養成講座等の外 国人の日本語教育の推進に係 る業務	1	R6.4.1	R7.3.31	7,821	7,821	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関か ら委託された事業を実施しており、豊富な 経験と専門的知識及びノウハウを有して いる。また当該業務の成果を実効あるも のにするためには、常に県と緊密な連絡 体制が整っていることが必要であるた め。
3	①委託	旅券作成業務	旅券業務に係る申請相談、申 請・交付窓口業務、旅券作成業 務及びそれに付随する業務	1	R6.4.1	R7.3.31	22,370	22,370	第2号(競争に不 向き)	本業務は都道府県知事が外務大臣から 法定受託業務として受託しているもので あり、個人情報扱う業務であることから、 本来は県職員を配置することになって いる。旅券法の趣旨を尊重し、責任ある 発給体制を確保する観点から、当該業務 はその性質、目的が競争入札に適さな い。そして、当協会は旅券法、戸籍法等 の関係法令に精通し、旅券作成機器操 作等業務遂行についての技術、経験を有 した人材を擁しているため。
4	①委託	令和6年度 とくしま国際戦略センター推 進事業	多言語相談窓口運営及びとく しま国際戦略センターホームペ ージによる多言語情報提供を行う 業務	1	R6.4.1	R7.3.31	17,700	17,700	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関か ら委託された事業を実施しており、豊富な 経験と専門的知識及びノウハウを有して いる。また当該業務の成果を実効あるも のにするためには、常に県と緊密な連絡 体制が整っていることが必要であるた め。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 多文化共生・人権課

団 体 名: (公財)徳島県国際交流協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	令和6年度 外国青年招致事業徳島オリ エンテーション業務	オリエンテーションに係る資料・ 教材の企画及び作成、その他こ れに付随する業務	1	R6.6.7	R6.10.10	914	914	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関か ら委託された事業を実施しており、豊富な 経験と専門的知識及びノウハウを有して いる。また当該業務の成果を実効あるも のにするためには、常に県と緊密な連絡 体制が整っていることが必要であるた め。
6	①委託	令和6年度 地域とつなぐ！在住外国人 支援事業	市町村や地域交流団体と連携 し、地域における多文化共生を 推進するため、外国人の地域活 動への参加促進やネットワーク 形成を行う業務	1	R6.4.1	R7.3.31	7,262	7,262	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関か ら委託された事業を実施しており、豊富な 経験と専門的知識及びノウハウを有して いる。また当該業務の成果を実効あるも のにするためには、常に県と緊密な連絡 体制が整っていることが必要であるた め。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 交通政策課

団 体 名: 阿佐海岸鉄道株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	DMVを活用した阿佐東線 利用促進事業委託業務	車両自体が観光資源となるDM Vを最大限活用し、阿佐東線の 利用促進を図る。	1	R6.7.5	R7.3.25	2,500	2,500	第2号(競争に不 向き)	本業務の実施に当たり、DMV車両本 体や関連施設を通常の営業運行に支障 がない範囲で活用する必要があり、D MVを運行管理する阿佐海岸鉄道の主 体的な参加が不可欠である。さらに、DM V車両本体については、車両の安全管 理・運行管理上、第三者への貸出しが不 可能となっており、契約の性質または目 的が競争入札に適さないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 長寿いきがい課

団 体 名: (公財)とくしま“あい”ランド推進協議会

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	フレイル予防で健康長寿プロジェクト業務委託契約	フレイルを予防し、高齢者ができるだけ長く健康でいられるようフレイル予防・健康づくりに資する普及・啓発を行うため、情報誌「いのち輝く」において特集記事を掲載する。	1	R6.4.1	R7.3.21	1,500	1,500	第2号(競争に不向き)	高齢者の生活不活発によるフレイルを予防し、高齢者ができるだけ長く健康でいられるよう、積極的な啓発活動を行うことを目的としている。情報誌「いのち輝く」は、高齢者の情報に特化した情報誌として、県内最大の発行部数となる3,700部であり、高齢者を中心に県内関係機関・各層で広く愛読されており、また、一般にも販売されていることから、高齢者のフレイル予防啓発には効果的であるため、同誌の発行者である(公財)とくしま“あい”ランド推進協議会への委託が最適である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県地域生活定着促進事業	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等に対して、矯正施設や保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する。		R6.4.1	R7.3.31	26,614	26,614	第2号(競争に不向き)	本事業は、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行うものであることから、切れ目のない継続的な支援が必要であり、また、支援の上では特別調整者との信頼関係が重要であるため。
2	①委託	再犯防止相談窓口設置事業	罪を犯した方やその家族等から、抱える悩みや課題等の一時的な相談に応じ、各関係支援機関への連絡調整や紹介により、適切な支援へと繋げる。		R6.4.1	R7.3.31	974	974	第2号(競争に不向き)	矯正施設出所者等に対する相談対応や支援を行うには、矯正施設出所者等の心身の状況や置かれた環境に関する理解と配慮、また、各種の支援制度等の専門知識を有する必要がある。 徳島県社会福祉事業団については、平成23年度から高齢又は障がいのある矯正施設出所者の支援業務(地域生活定着促進事業)を実施しており、検察庁や保護観察所等の専門機関からも情報提供を受けるなど、連携も取れているため、事業を円滑に実施することができる実績を持っている。 以上のことから、本業務を委託できるのは、矯正施設出所者等と密接な関わりを持ち、矯正施設出所等支援及び再犯防止関係における法律等の専門分野に精通している当該法人のみである。
3	①委託	点字広報等発行事業	県政だより「OUR徳島」等県広報の録音版、点字版の発行		R6.4.1	R7.3.31	3,073	3,073	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
4	①委託	点訳・音訳奉仕員スキルアップ事業	点訳・音訳奉仕員養成事業において養成、登録された奉仕員に対し、視覚障がい者のより一層のコミュニケーションを確保するため、講習会等を開催する。		R6.4.1	R7.3.31	200	200	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、視覚障がい者の福祉向上に寄与する各奉仕員の養成に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	手話通訳等意思疎通支援 促進事業	・手話通訳者設置事業 ・手話通訳者登録試験実施事業 ・自立と社会参加のまちづくり事 業 ・要約筆記者養成事業 ・要約筆記者登録試験実施事業 ・要約筆記者スキルアップ事業 ・手話通訳者全国統一試験対策 講座 ・手話通訳士養成研修事業		R6.4.1	R7.3.31	20,088	20,088	第2号(競争に不 向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障 害者福祉法第34条に定める視聴覚障害 者情報提供施設として県内唯一であり、 県内の中途失調・難聴者当事者団体及 び要約筆記者活動団体との連絡調整を円 滑に行い、当該事業の企画運営に対する 優れたノウハウを有していることから、当 該センターの運営管理を行う社会福祉事 業団に委託することが最も適切であるた め。
6	①委託	専門性の高い意思疎通支 援を行う者の派遣事業	専門性の高い手話通訳者及び 要約筆記者の派遣・調整を行 う。		R6.4.1	R7.3.31	1,870	1,870	第2号(競争に不 向き)	本事業は、聴覚障がい者の意思疎通支 援を目的としており、聴覚障がい者対 する知識と理解を要し、また聴覚障がい 者当事者団体及び手話通訳・要約筆記 活動団体及び市町村等との連絡調整が 必要である。専門知識かつ豊富な経験を 有し、本県の視聴覚障がい者情報提供 施設を管理運営している社会福祉事業 団に委託することが最も効果的であると 認められるため。
7	①委託	「とくしま県議会だより」録音 版及び点字版発行事業	「とくしま県議会だより」録音版及 び点字版の発行	1	R6.4.10	R7.3.31	1,619	1,619	第2号(競争に不 向き)	視聴覚障がい者支援センターは、県内唯 一の視聴覚障がい者情報提供施設であ り、音訳奉仕員及び点訳奉仕員の養成を 行うなど音訳及び点訳に対する優れたノ ウハウと、国際規格に適合したデジタル 録音機器を有しており、当該センターの 管理運営を行う社会福祉事業団に委託 することが妥当であると考えられるため。
8	①委託	視覚障がい者等読書環境 整備事業	専門書等幅広いニーズに応える ため、専門点訳講習会を開催す るなど、視覚障がい者の読書環 境を整備する。		R6.4.1	R7.3.31	2,400	2,400	第2号(競争に不 向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障 害者福祉法第34条に定める視聴覚障害 者情報提供施設として県内唯一であり、 当該事業の企画運営に対する優れたノ ウハウを有しており、当該センターの運 営管理を行う社会福祉事業団に委託す ることが最も適切であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	読書バリアフリー推進事業	県内の読書バリアフリー推進を 目指し、公立図書館等職員研修 等を開催する。		R6.4.1	R7.3.31	1,600	1,600	第2号(競争に不 向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障 者福祉法第34条に定める視聴覚障害者 情報提供施設として県内唯一であり、当 該事業の企画運営に対する優れたノウ ハウを有していることから、当該センター の運営管理を行う社会福祉事業団に委 託することが妥当であると考えられるた め。
10	①委託	障がい者ICT技術活用事業	障がい者等の情報通信技術 (ICT)の利用機会の拡大や活用 能力の向上を図り、情報へのア クセスを円滑に行えるように支 援する。 (ICT機器の紹介や貸出、ICTサ ポートセンターの設置、ICTサ ポーターの養成・派遣等)		R6.4.1	R7.3.31	11,500	11,500	第2号(競争に不 向き)	本事業は、障がい者の社会参加を促進 することを目的としており、視覚障がい者 等に対する知識と理解を要し、また視覚 障がい者等に対する知識と理解を要し、 また視覚障がい者関係施設等との連絡 調整の必要性が高いことから、視覚障が い者情報提供施設を運営している社会福 祉事業団に委託することが最も効果的だ と認められるため。
11	①委託	災害対応人材育成事業	鳥取県の意味疎通支援者等と の相互交流研修等を開催し、県 内外で活動が出来る意味疎通 支援者等を育成する。		R6.7.1	R7.3.31	448	448	第2号(競争に不 向き)	本事業は、聴覚障がい者の意思疎通支 援を目的としており、聴覚障がい者に対 する知識と理解を要し、また聴覚障がい 者当事者団体及び手話通訳・要約筆記 活動団体及び市町村等との連絡調整が 必要である。専門知識かつ豊富な経験を 有し、本県の視聴覚障がい者情報提供 施設を管理運営している社会福祉事業 団に委託することが最も効果的であると 認められるため。
12	①委託	意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業	聴覚障がい者の特性に配慮した 意思疎通支援者の派遣を、より 適正にコーディネートするため、 専門性及びスキルの高いコー ディネーターの養成を図る。		R6.11.13	R7.3.31	200	200	第2号(競争に不 向き)	本事業は、聴覚障がい者の円滑なコミュ ニケーション支援を目的としており、聴覚 障がい者に対する知識と理解を要し、ま た聴覚障がい者当事者団体及び手話通 訳・要約筆記活動団体及び市町村等との 連絡調整の必要性が高いことから、本県 の視聴覚障がい者情報提供施設を管理 運営している社会福祉事業団に委託す ることが最も効果的であると認められるた め。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
13	①委託	知事記者会見等における手話通訳事業	知事記者会見等での内容について聴覚に障がいのある者に手話通訳を通じて情報を伝えるため、手話通訳士等を派遣し、発言者の発言内容について、手話の同時通訳を行う。		R6.4.1	R7.3.31	529	529	第2号(競争に不向き)	徳島県から登録を受けた手話通訳者を把握しており、県内で行われる講演、講義、研修等において、意思疎通支援者の派遣を一手に行っている社会福祉事業団に依頼するのが適当と認められるため。
14	①委託	障がい者社会参加促進事業	・心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスター募集事業 ・自立と参加のまちづくり事業 ・障がい者の集い県民大会開催事業 ・徳島県障がい者福祉バス運行事業		R6.4.1	R7.3.31	13,274	13,274	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、市町村、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
15	①委託	とくしま共生アートプロジェクト推進事業	障がい者芸術・文化活動支援センター運営事業		R6.4.1	R7.3.31	17,500	17,500	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
16	①委託	パラスポーツ交流支援事業	・パラスポーツ交流支援事業 ・とくしまパラスポーツフェスティバル開催事業 ・とくしまパラスポーツ人材バンク運営事業 ・パラスポーツ指導員設置事業 ・ノーマビック・スポーツ大会開催事業	1	R6.4.1	R7.3.31	15,443	15,443	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門的知識かつ豊富な経験を有していること。 また、競技団体等とのネットワークを活かした効率的・効果的な事業を展開することが可能であること。以上のことから、全県的なパラスポーツ振興を目的とした本事業を実施できる唯一の団体であるため。
17	①委託	全国障害者スポーツ大会派遣事業	全国障害者スポーツ大会に徳島県選手団を派遣することにより、パラスポーツの振興を図る。	1	R6.4.1	R7.3.31	15,508	15,508	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門的知識かつ豊富な経験を有していること。 また、競技団体等とのネットワークを活かし、徳島県選手団内での連絡調整等の派遣業務が可能であること。以上のことから、全県的なパラスポーツ振興を目的とした本事業を実施できる唯一の団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
18	①委託	障がい者スポーツ推進プロジェクト	・パラスポーツ指導者派遣事業 ・デフ卓球部創設事業 ・アスリートの技術指導による地域スポーツ促進事業	1	R6.6.17	R7.2.28	1,282	1,282	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門的知識かつ豊富な経験を有していること。 また、競技団体等とのネットワークを活かした効率的・効果的な事業を展開することが可能であること。以上のことから、全県的なパラスポーツ振興を目的とした本事業を実施できる唯一の団体であるため。
19	①委託	障がい者の生涯学習支援事業	障がい者の生涯学習を支援するため、徳島県立障がい者交流プラザ等において、障がいのある人の生活や社会参加に役立つ学習、スポーツ、文化芸術に関する各種講座を開催する。		R6.5.31	R7.3.31	480	480	第2号(競争に不向き)	本事業は、特別支援学校卒業後の障がい者の生涯にわたる学習を支援し、障がい者の自立と社会参加を促すことを目的としている。福祉や特別支援教育に関する専門的な知識と経験を有するとともに、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくりの推進に関する協定」を締結していることから、当該団体に委託することが最も適切であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：経済産業政策課

団 体 名：（公財）とくしま産業振興機構

（金額単位：千円）

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称（業務名等）	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 （自治法施行令第1 67条の2第1項）	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	中小企業・雇用対策事業資金運用業務	県が行う中小企業・雇用対策事業の推進に必要な資金を確保するため、機構に貸し付けた資金による債券の購入運用等を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	12,857	12,857	第2号(競争に不向き)	①当該法人は、本県産業振興を担う中核的支援機関であること ②県との協調のもと、しっかりと資金運用を行える団体であること ③所得税法第11条の規定により公益財団法人が支払を受ける利子等は非課税であり、多額の利子を得ることができること
2	①委託	とくしま経済飛躍ファンド資金運用業務	とくしま経済飛躍ファンド事業の推進に必要な資金を確保するため、機構に貸し付けた資金による債券の購入運用等を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	567	567	第2号(競争に不向き)	(1)所得税法第11条の規定により、公益財団法人が支払いを受ける利子等は非課税となっていることから、利子課税される法人よりも多額の利子を得ることが出来るため。 (2)県が所管し、出捐している公益法人であるとともに、本県産業振興に係る中核的支援機関であるため。 (3)とくしま経済飛躍ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構、県及び民間の資金により造成されており、県との協調のもと、債権等の運用を適切に行う必要があるため。
3	①委託	次世代“光”創出・応用産業振興支援事業	「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」による徳島大学研究シーズを社会実装させるため、大学と企業のマッチングによる研究開発支援や、計画への参画企業の発掘を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	16,747	16,747	第2号(競争に不向き)	当団体は「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」において、製品開発や社会実装、販路開拓等の事業を総合的に支援することとされており、当団体の持つ中小企業支援に関する十分なノウハウと実績、コーディネーター配置によるLED関連企業への充実した支援体制は、本事業を実施するにあたり適当であるため。
4	①委託	海外ビジネスタートータルサポート事業（関西機械要素技術展への出展支援事業）	機械・金属関連企業と県外メーカーとの取引拡大を目的に、関西圏のメーカー調達・開発担当者等が多数来場する、関西機械要素技術展に出展を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	7,000	7,000	第2号(競争に不向き)	当該団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展実績が豊富であることから、本事業のより効果的な実施が可能であるため。
5	①委託	GX製品等販路拡大支援事業	GX関連製品・技術を有する企業が県外メーカー等に向け効果的にアピール及び販路拡大ができるよう、EV・HV・FCV技術展への出展支援を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	6,848	6,848	第2号(競争に不向き)	当該団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展実績が豊富であることから、本事業のより効果的な実施が可能であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：経済産業政策課

団 体 名：（公財）とくしま産業振興機構

（金額単位：千円）

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称（業務名等）	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 （自治法施行令第1 67条の2第1項）	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	徳島県農林漁業者等への サポート活動業務	6次産業化プランナーの派遣等 による農林漁業者等の経営改 善支援	1	R6.4.15	R7.3.27	5,043	5,043	第2号(競争に不 向き)	当事業においては、支援対象者の経営 改善を目的としており、専門的な支援を 行ううえで、入札による所期の効果を得る ことが困難と判断し、公募によるプロポー ザル方式によることとした。 その結果、当該団体のみから提案を受 け、委託先審査委員会による審査の上、 委託先として選定したものである。
7	①委託	平成藍大市あったかビジネ ス大賞業務	地域密着型あったかビジネス事 業者が参加するビジネスコンペ の募集から審査、表彰、展示会 出展PRまでの運営全般を実施	1	R6.4.1	R7.3.31	650	650	第2号(競争に不 向き)	中小企業支援法において中小企業の創 業、経営指導等の中小企業支援事業を 適切かつ確実に実施できる公益法人とし て県内唯一の指定法人になっており、創 業支援や経営指導において十分な実績 とノウハウを持ち合わせている。 さらに、当該業務は県の補助事業として 実施している「創業促進・あったかビジネ ス支援事業」と一体となった事業であるこ とから、当機構は当該業務を委託できる 唯一の団体であるため。
8	①委託	プロフェッショナル人材戦略 拠点事業	プロフェッショナル人材戦略マ ネージャー及びサブマネー ジャー等のスタッフを採用し、プ ロフェッショナル人材戦略拠点を 運営する。 地域の中小企業に「攻めの経 営」のマインドを植え付ける旗振 り役となり、プロフェッショナル人 材に対する地域のニーズを明確 化していくと同時に、多様な施策 と関係者を積極的にコーデ ィネートする。	1	R6.4.1	R7.3.31	26,113	17,000	第2号(競争に不 向き)	当該公益財団法人は、中小企業支援事 業を適切かつ確実に実施できる十分な実 績とノウハウを持ち合わせている。 他府県の同事業の委託状況、また県が 実施の人材確保支援費事業と一体となっ た事業であることから、委託できる唯一の 団体であるため。
9	①委託	ものづくり企業DX加速化事 業業務	ものづくり企業等のDX推進を支 援するための「DXワンストップ窓 口」の運営・サポート、DX推進セ ミナーの開催、及びDX専任コー ディネーターの配置	1	(当初) R6.4.1 (変更) R7.3.28	R7.3.31	6,205	6,205	第2号(競争に不 向き)	当団体は県が所管し、出捐している公益 法人であるとともに、県内中小企業に係 る「新事業創出」「経営革新」「技術開発 支援」「販路開拓」等の事業を総合的、一 元的に支援する十分な実績、ノウハウを 有している。そのため、AI、IoT、ロボット 等のデジタル技術を活用し、企業活動の 業務プロセスを変革するDXを推進するに は最も適切な団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 経済産業政策課

団 体 名: (公財)とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
10	①委託	生産性革命投資促進事業 費補助金事務局運営事業	県内の中小企業等が行う生産 工程やサービス提供方法の改 善に必要な設備・システム投資 に要する経費の一部を助成する 「徳島県生産性革命投資促進事 業費補助金」の事務局運営	1	当初契約 R5/12/22 (一部変更 R6/3/31) (一部変更 R7/3/31)	R7.3.31	10,000	8,598	第2号(競争に不 向き)	・本事業は、DXの推進につながる設備投資等による生産性向上の取組みに対して助成を行うものであるため、「『とくしまDX推進センター』による支援を受け、DX推進計画を策定して取り組む事業であることを」補助要件としている。 ・また、国の「重点支援地方交付金」を活用することから、事業実施期間に縛りがあり、速やかな事業展開を図るとともに、それぞれの企業の経営課題に対応した最適な設備・システムの効果的な導入を実現するため、事業の広報・周知からDX推進計画の策定、補助事業の実施、完了報告までを「とくしまDX推進センター」がハンズオンで支援を行い、着実な進捗管理を行う必要がある。 ・このため、県内企業のデジタル化による生産性の向上や業務の効率化・省力化を促進する本県の「DX推進拠点」と位置づけられ、「とくしまDX推進センター」の運営を行うとともに、中小企業者等実施する経営革新、経営基盤の強化を促進し、地域経済の活性化その発展に寄与する様々な取組みを金融、事業助成、経営指導、研究開発などの支援実績を有する公益財団法人とくしま産業振興機構に委託を行う必要があるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：経済産業政策課

団 体 名：（公財）とくしま産業振興機構

（金額単位：千円）

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称（業務名等）	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 （自治法施行令第1 67条の2第1項）	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
11	①委託	賃上げ応援！生産性向上 投資促進事業費補助金事 務局運営事業	県内の中小企業等が行う生産 工程やサービス提供方法の改 善に必要な設備・システム投資 に要する経費の一部を助成する 「賃上げ応援！生産性向上投資 促進事業費補助金」の事務局運 営	1	当初契約 R6/10/8 （一部変更 R7/3/31）	R8.3.31	10,000	0	第2号（競争に不 向き）	投資等による生産性向上の取組みに対 して助成を行うものであるため、「『とくし まDX推進センター』による支援を受け、D X推進計画を策定して取り組む事業であ ること」を補助要件としている。 ・また、国の「重点支援地方交付金」を活 用することから、事業実施期間に縛りが あり、速やかな事業展開を図るとともに、 それぞれの企業の経営課題に対応した 最適な設備・システムの効果的な導入を 実現するため、事業の広報・周知からDX 推進計画の策定、補助事業の実施、完 了報告までを「とくしまDX推進センター」 がハズオンで支援を行い、着実な進行 管理を行う必要がある。 ・このため、県内企業のデジタル化による 生産性の向上や業務の効率化・省力化 を促進する本県の「DX推進拠点」と位置 づけられ、「とくしまDX推進センター」の運 営を行うとともに、中小企業者等実施す る経営革新、経営基盤の強化を促進し、 地域経済の活性化その発展に寄与する 様々な取組みを金融、事業助成、経営指 導、研究開発などの支援実績を有する公 益財団法人とくしま産業振興機構に委託 を行う必要があるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 企業支援課

団 体 名: (株)徳島健康科学総合センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	頑張る中小企業応援体制 構築事業に係る契約	・生成AIやDX推進等をテーマにした新たなビジネス展開の契機となるセミナーの開催 ・県内の起業・創業に関心のある学生と学生起業家とのマッチング(基調講演・情報交換等)の実施 ・常設の「交流サロン」設置・運営	1	R6.4.1	R7.3.31	6,594	6,594	第2号(競争に不向き)	当業務の執行には、県内中小企業の振興及び本県経済飛躍の実現を図るための講座等の開催について、産業界等から必要な人材の参画を募り、かつ、短期間で幅広く意見集約を行うとともに必要な資料の収集・分析等を行うことが不可欠である。 また、スタートアップ企業の交流の場として、常設の「交流の場」を設置することとしており、常に利用者に対する細やかな対応が必要となる。 このため、本県の産業技術の集積促進及び県内産業高度化の中核的施設として位置づけられ、本県産業の現状、課題、経済情勢等について熟知しているとともに、県の施策運営について詳しく、かつ、会議運営及び企業支援に関するノウハウ及び実績を有している株式会社徳島健康科学総合センターに委託を行う必要があるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: みどり戦略推進課販売・物流支援室

団 体 名: (公財)徳島県農業開発公社

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	とくしまブランド推進機構展 開事業(県単事業)	「とくしまブランド」の生産・流通・ 販売を総合支援する「とくしまブ ランド推進機構」による活動効果 を発揮させるため、適切な人材 を配置し、産地及び消費地での 支援活動を促進する。	1	R6.4.1	R7.3.31	11,098	11,098	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」と いう)は、本県農林水産業の生産・流通・ 販売までを総合支援するため、(公財)徳 島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA 全農とくしま、徳島県の4者により平成28 年2月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構の コントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援の ため、輸出部門を設け、対象国、地域で の農林水産物等の市場調査及び販路開 拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等バ イヤーとの人的ネットワークや、県下の地 域計画の情報を有し、包括的に輸出促進 を行うことができる唯一の団体である。
2	①委託	とくしまブランド推進機構展 開事業	「とくしまブランド」の生産・流通・ 販売を総合支援する「とくしまブ ランド推進機構」による活動効果 を発揮させるため、適切な人材 を配置し、産地及び消費地での 支援活動を促進する。	1	R6.4.1	R7.3.31	12,563	12,563	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」と いう)は、本県農林水産業の生産・流通・ 販売までを総合支援するため、(公財)徳 島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA 全農とくしま、徳島県の4者により平成28 年3月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構の コントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援の ため、輸出部門を設け、対象国、地域で の農林水産物等の市場調査及び販路開 拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等バ イヤーとの人的ネットワークや、県下の地 域計画の情報を有し、包括的に輸出促進 を行うことができる唯一の団体である。
3	①委託	とくしまブランド消費地プロ モーション事業	「とくしまブランド」の生産、流通 及び販売を総合支援する「とくし まブランド推進機構」の機能を発 揮し、大消費地へ向けた県産品 のプロモーションを図る、	1	R6.4.1	R7.3.31	2,900	2,900	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」と いう)は、本県農林水産業の生産・流通・ 販売までを総合支援するため、(公財)徳 島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA 全農とくしま、徳島県の4者により平成28 年4月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構の コントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援の ため、輸出部門を設け、対象国、地域で の農林水産物等の市場調査及び販路開 拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等バ イヤーとの人的ネットワークや、県下の地 域計画の情報を有し、包括的に輸出促進 を行うことができる唯一の団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: みどり戦略推進課販売・物流支援室

団 体 名: (公財)徳島県農業開発公社

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
4	①委託	とくしま農林水産物等海外 輸出推進事業(販売促進 分)	「とくしまブランド戦略」に基づ き、市場開拓と拡大に取り組み、 一層の輸出拡大につなげること で、「とくしまブランド」のブランド 力向上及び地域の活性化を図 る。	1	R6.4.1	R7.3.31	32,500	32,500	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」と いう)は、本県農林水産業の生産・流通・ 販売までを総合支援するため、(公財)徳 島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA 全農とくしま、徳島県の4者により平成28 年5月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構の コントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援の ため、輸出部門を設け、対象国、地域で の農林水産物等の市場調査及び販路開 拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等バ イヤーとの人的ネットワークや、県下の地 域計画の情報を有し、包括的に輸出促進 を行うことができる唯一の団体である。
5	①委託	とくしま農林水産物等海外 輸出推進事業(人材育成 分)	「とくしまブランド戦略」に基づ き、海外展開を目指す意欲ある 人材の育成を通じて、一層の輸 出拡大につなげることで、「とくし まブランド」のブランド力向上及 び地域の活性化を図る。	1	R6.4.1	R7.3.31	7,200	7,200	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」と いう)は、本県農林水産業の生産・流通・ 販売までを総合支援するため、(公財)徳 島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA 全農とくしま、徳島県の4者により平成28 年6月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構の コントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援の ため、輸出部門を設け、対象国、地域で の農林水産物等の市場調査及び販路開 拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等バ イヤーとの人的ネットワークや、県下の地 域計画の情報を有し、包括的に輸出促進 を行うことができる唯一の団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: みどり戦略推進課販売・物流支援室

団 体 名: (公財)徳島県農業開発公社

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	勝ち抜く！園芸産地強靱化 事業業務	園芸品目の生産振興及び流通 販売に係る課題解決のための 活動・取組への助成	1	R6.4.1	R7.3.31	5,700	5,700	第2号(競争に不 向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売ま でを総合支援するため、徳島県農業開発 公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、 徳島県の4者で構成するとくしまブランド 推進機構のコントロールタワーを担うとと もに、県下の農業者や農地に関する情報 の集約を図ることができる組織であり、本 事業を効果的に実行できる事業者がほ かに存在しないため。
7	①委託	県産農産物市場開拓支援 事業業務	海外輸出に向けた県産農産物 のブランド力強化を図るための 生産体制の構築への支援	1	R6.11.1	R7.3.15	980	980	第2号(競争に不 向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売ま でを総合支援するため、徳島県農業開発 公社、JA徳島中央会、全農徳島県本部、 徳島県の4者で構成するとくしまブランド 推進機構のコントロールタワーを担うとと もに、担い手農家への農地集積を推進す る農地中間管理事業の実施主体であり、 園芸品目の生産振興及び流通・販売等 に係る課題解決のための産地強化活動 を実施している組織であり、本事業を効 果的に実行できる事業者がほかに存在し ないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うち6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和6年度森林管理情報収集事業	県有林、県行造林、公団造林地において、定期的な巡視を行うことにより、盗伐・誤伐の予防、境界標識の保全、確実な森林の更新及び火災の予防や有害鳥獣・病害虫の被害調査などの情報収集を行う。	1	R6.6.24	R7.3.12	4,846	4,846	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、これまで県内一円において森林整備事業及び緑化事業を推進してきた実績があり、それに伴って森林管理に関する総合的な情報を収集、保有している。また、分収林を核とした一体的な施業を行ってきた実績がある唯一の団体であることから、本業務が実施できるのは、徳島森林づくり推進機構の他にない。
2	①委託	R6森林「森林の番人」を活用した森林の監視・情報収集業務	「保安林」及び「森林管理重点地域」等における伐採や開発行為、自然災害などについて監視・情報収集をすることにより、森林の適正な管理を推進する。	1	R6.9.4	R7.2.28	3,410	3,410	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、本県森林の適正な管理と利用を推進する「徳島県豊かな森林を守る条例」の実行組織であり県内全域で森林を整備・管理しており、森林・林業に関する豊富な経験や高い技術力を活かし、森林の売買に関する情報収集、管理が行き届かない恐れがある森林の状況把握、各種団体や企業など多様な主体が協働した森林管理の推進などを行っている唯一の団体であり、これまでも森林の適切な監視・情報収集を行ってきたことから、本事業が実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
3	①委託	令和6年度森林経営管理制度支援業務	市町村にアドバイザーを派遣し、地域の現状に合わせた取組モデルの検討・作成や資料作成を実施し、新たな森林管理システム」の推進を図る。	1	R6.7.8	R7.3.24	871	871	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内の市町の森林経営管理制度を効率的に進めるために設立された「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」及び「徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会」の事務局を担い、県内で包括的に森林経営管理制度を進めており、当該制度に非常に精通し多くの知見を有している。本業務は、上述協議会に参加しておらず当該制度の運用について支援を求めている市町村に対して、個別指導を行うことから、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うち6年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
4	①委託	令和6年度森林情報管理・利活用協議会運営業務	県や市町村、林業事業体で個別に管理・運営されている森林情報について、本県の統一的な取扱方法を検討する協議会の運営を行い、森林情報の管理適正化と利活用の推進を図る。	1	R6.7.22	R7.3.28	967	967	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内において航空レーザー解析データといった高精度な森林情報を既に先進的に活用しているほか、業務を通じて県内全域の市町村や林業事業体との連携体制が既に構築されていることから、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
5	①委託	令和6年度森林サイクル確立促進対策業務	「徳島伐採搬出・再造林ガイドライン」の遵守に向けた体制を整備するための情報収集を行うほか、県内事業体の優良な取り組みを収集し、事例集として作成・配布するほか、研修会を開催する。	1	R6.11.11	R7.3.24	2,640	2,640	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内の約1.3万haの森林を管理し、県内各地で森林整備事業を展開しており、特に、平成27年度からは直営の作業班員を組織し、自らが伐採・再造林事業を実施するとともに、伐採・再造林事業のあっせん受託を行う県内唯一の森林整備法人である。 また、「徳島伐採搬出・再造林ガイドライン協議会」の事務局を務めており、県内の林業就業者を対象に、素材生産における伐採・搬出技術に係る研修等を実施してきた実績もあり、研修に必要なフィールドが豊富で、かつ、伐採・再造林事業に関する高い専門知識、県内全域の市町村・森林組合を社員に擁するネットワークを有しており、この業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
6	①委託	令和6年度造林の省力化に向けた植栽試験調査業務	植栽時期によるスギコンテナ苗の成長の違いについて、下刈り時の植栽木と雑草木の競合状態から評価するために、下刈り実施前後の植栽地で、解析に必要な植栽地の画像をRTK測位が可能なドローンを用いて撮影する。	1	R6.8.5	R7.2.28	482	482	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内植栽面積の約3/4を担う事業体であり、当該研究の条件に該当する植栽地(植栽時期の異なる県下4箇所で植栽を実施)を所有する唯一の林業事業体である。また、衛生の詳細な情報と基準局を用いた精密な位置測定(RTK測位)の機能を持つドローンを県内で唯一所有している事業体であり、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うち6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
7	①委託	令和6年度とくしま協働の 森づくり事業委託業務	企業等を含めた県民総ぐるみ で「とくしま協働の森づくり事業」 を推進するため、対象森林の現 地調査やCO2吸収量の算定、あ わせて企業に対する事業への 参画意向調査及び証明書交付 等に関する事務を一体的に行 う。	1	R6.4.12	R7.3.31	4,081	4,081	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、寄附金を 「緑の募金」使途認定募金として受け入 れられる県内唯一の森林整備法人であ り、かつ寄附金を損金算入することがで きる特定寄附金を扱う公益法人として認 められている。また、森林の造成や健全 な育成を行う森林整備事業を実施して おり、森林の価格評価を行う森林評価士の 資格を持つ職員も在籍し、森林の調査と 評価に関する見識が深い。これまで長年 にわたり県民参加型の森づくりイベントも 実施していることから、本業務を実施で いるのは、徳島森林づくり推進機構を おいて他にない。
8	①委託	令和6年度「とくしま林業ア カデミー」オープンキャンパ ス運営業務	「とくしま林業アカデミー」の理 念や研修内容及び徳島県の林 業について理解を深めてもら い、より多くの受講者の確保、ま た林業就業者の増加につなげる ため、オープンキャンパスを開催 する。	1	R6.6.10	R7.1.30	600	600	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、「とくしま林 業アカデミー」の運営を担っており、林業 現場で活躍できる即戦力となる人材を育 成するために研修業務を実施している。 また、森林経営管理の受託による植林 などの森林整備やとくしま絆の森事業に よる森林の取得・整備を進めており、県下 全体をフィールドとして、森林の健全な造 成と育成を行う森林整備法人として、市 町村、森林組合等から多くの協力が得ら れる団体であることから、本業務を実施 できるのは、徳島森林づくり推進機構を おいて他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うち6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	令和6年度林業架線スペ ンチャリスト育成事業	増産対策には主伐の推進が不 可欠であり、架線技術や大径木 の伐採・造材技術など、主伐に 対応できる技術者を育成するた めの研修を実施する。	1	R6.6.21	R7.3.26	4,884	4,884	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内約1.3 万haの森林を管理し、県内各地で森林整 備事業を展開しており、特に、平成27年 度からは直営の作業班員を組織し、自ら が主伐事業を実施するとともに、主伐事 業のあっせん受託を行う森林整備法人で ある。 また、平成24年度からは、県内の林業 就業者を対象に、素材生産における伐 採・搬出技術に係る研修を実施してきた ことをはじめ、研修に必要なフィールドが 豊富で、かつ、主伐事業に関する高い専 門知識、県内全域の市町村・森林組合を 社員に擁するネットワークを有し、安全作 業等の事業管理を行うことができ、研修 環境の構築を容易に行うことができること から、本業務を実施できるのは、徳島森 林づくり推進機構において他にない。
10	①委託	令和6年度獣害対策プロ フェッショナル育成事業	造林地における鳥獣害が深刻 な本県において、現況に見合っ た獣害対策施設の標準図再検 討と造林作業者の技術標準化を 目的としたガイドラインを作成す る。	1	R6.8.8	R7.3.25	4,853	4,853	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内全域 で植栽を実施する唯一の団体であり、近 年は、県内の6割以上の植栽実績がある ため、現地検証を実施する現場を多数有 する。さらに、同団体は植栽事業を現地 条件に合わせて設計し、資材を発注及び 外部委託するため、資材メーカーと事業 体に関する知見も有しており、県内で最も 造林に精通した林業事業体であることか ら、本業務を実施できるのは、徳島森林 づくり推進機構において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: (公財)徳島県林業労働力確保支援センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	新たな林業担い手確保事業	新規林業就業者を確保する取組を実施する。	1	R6.5.1	R7.3.28	3,080	3,080	第2号(競争に不向き)	本業務は新規林業就業者の確保に資する取組を行うものであり、当センターは県内林業事業体の採用事情に明るく、ハローワークを除いては就業者募集行為を行い得る県内唯一の団体であるため。
2	①委託	フォレストリーダー育成事業	就業後5年以上経過した林業従事者を対象とした研修等を実施する。	1	R6.8.8	R7.3.24	3,520	3,520	第2号(競争に不向き)	本業務は、間伐などの作業計画や現場管理、高性能林業機械の安全管理など、現場作業管理に必要な研修を行うものであり、これまで「就業相談窓口」の設置や「各種研修」の実施など多くの実績があり、この業務実施に必要な知識と人材を有し、経験も豊富な県内唯一の団体である。
3	①委託	路網作設高度技能者育成事業	素材生産の最も重要な基盤となる森林作業道作設の高度の現場技術者を養成する。	1	R6.10.25	R7.3.24	1,397	1,397	第2号(競争に不向き)	本業務は路網を効率的に作設するために作業班長レベルの熟練した技術者を養成するものであり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理、安全管理等の指導を行う県内唯一の団体であるため。
4	①委託	林業起業支援バックアップ事業	起業や経営改善に関する研修や、各種手続き等に関する支援や雇用管理の経営診断を行い、サポートやアドバイスを実施する。	1	R6.8.23	R7.3.24	2,497	2,497	第2号(競争に不向き)	本業務は起業予定者や起業後間もない林業事業体の起業支援や経営改善を図るものであり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することとされているため。
5	①委託	森林施業プランナー育成対策事業	森林整備や路網整備を企画・提案できる「森林施業プランナー」を育成する。	1	R6.9.9	R7.2.22	1,324	1,324	第2号(競争に不向き)	本業務は森林施業プランナーに必要な知識と技術を習得させる業務であり、当センターは事業実績もあり、業務実行に必要な知識と人材を有する県内唯一の団体であるため。
6	①委託	フォレストワーカー定着支援事業	ワンストップ相談窓口を設置するほか、働きやすい職場づくりに向けたアンケート調査やストレスチェック、面談を実施する。	1	R6.8.30	R7.3.26	1,993	1,993	第2号(競争に不向き)	本業務は、林業従事者の定着促進を図るための業務であり、「就業相談窓口」の設置や「各種研修」の多くの実績とノウハウを有し、かつ、ハローワークを除いては、林業関係の業種に係る就業者の募集行為ができる県内唯一の団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 水産振興課

団 体 名: (公財)徳島県水産振興公害対策基金

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和6年度水産種苗生産業 務	クルマエビ・アワビ・トコブシ・ア ユ等の水産種苗の生産	1	R6.4.1	R7.3.31	154,603	154,603	第2号(競争に不 向き)	徳島県産の親魚を必要量確保し、健全 な種苗を生産できる能力を有するのは当 団体のみである。また、同団体は昭和55 年度以降、本業務を受託し、良好に業務 を完了した実績を有する。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	R6徳土 石井引田線他 板・矢武他 橋梁定期点検 業務	橋梁定期点検業務	1	R6.6.20	R7.3.10	15,851	15,851	第2号(競争に不 向き)	公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
2	①委託	R6徳土 鳴門池田線他 鳴・大津木津野他 橋梁定 期点検業務	橋梁定期点検業務	1	R6.6.20	R7.3.10	14,828	14,828	第2号(競争に不 向き)	公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
3	①委託	R6波土 由岐大西線他 美 波・伊座利他 設計積算等 支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R6.4.10	R7.2.28	5,455	5,455	第2号(競争に不 向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行うものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
4	①委託	R6吉土 国道193号線他 吉・美郷照尾他 設計積算 等支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R6.4.19	R6.11.15	3,025	3,025	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審査、 監督、検査等への補助又は支援する機 関として設立されており、十分な実績及 び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行った。
5	①委託	R6馬土 鳴門池田線(鍋倉 新橋)他 美・美馬天神他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R6.4.23	R6.9.30	1,793	1,793	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事にかかる設計積算 を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審査、 監督、検査等への補助又は支援する機 関として設立されており、十分な実績及 び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行おうとする ものである。
6	①委託	R6那土 さめき川他 那賀・ 牛輪他 設計積算等支援業 務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R6.8.20	R6.10.30	550	550	第2号(競争に不 向き)	本教務は、設計積算を委託する業務で ある。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審査、 監督、検査等への補助又は支援する機 関として設立されており、十分な実績及 び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同 一条件で積算ができる唯一の団体である ことから、公益財団法人徳島県建設技術 センターに随意契約を行おうとするもの である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
7	①委託	R6徳土 亀浦港櫛木線(堀 越橋)他 鳴・鳴門土佐泊浦 ～瀬戸堂浦他 設計積算等 支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R6.6.7	R6.10.31	7,590	7,590	第2号(競争に不 向き)	公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審査、 監督、検査等への補助又は支援する機 関として設立されており、十分な実績及 び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算できる唯一の団体である ことから、公益財団法人徳島県建設技術 センターに随意契約を行おうとするもので ある。
8	①委託	R6那土 国道195号他 那 賀・中山他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.1.7	R7.3.25	5,415	5,415	第2号(競争に不 向き)	本教務は、設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審査、 監督、検査等への補助又は支援する機 関として設立されており、十分な実績及 び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同 一条件で積算ができる唯一の団体である ことから、公益財団法人徳島県建設技術 センターに随意契約を行おうとするもので ある。
9	①委託	R6徳土 国道193号他 神・ 上分他 設計積算等支援業 務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R6.6.20	R6.11.29	4,114	4,114	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審査、 監督、検査等への補助又は支援する機 関として設立されており、十分な実績及 び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同 一条件で積算ができる唯一の団体である ことから、公益財団法人徳島県建設技術 センターに随意契約を行おうとするもので ある。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
10	①委託	R6馬土 上蓮小野線(鹿老渡橋)つ・半田平石他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R7.1.9	R7.3.25	1,540	1,540	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事にかかる設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
11	①委託	R6徳土 二宮山川線 神・阿野 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R6.12.10	R7.3.25	495	495	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
12	①委託	R6吉土 国道193号線他 吉・美郷照尾他 設計積算等支援業務(2)	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R6.10.11	R7.3.10	1,870	1,870	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行った。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
13	①委託	R6徳土 黒谷川他 板・那 東他 監督補助等業務	工事等に係る調査測量及び設 計積算業務、施工管理業務等 1式	1	R6.3.31	R7.3.31	16,830	16,830	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。公共財団法人徳島 県建設技術センターは、県及び市町村等 が施工する事業に係る測量、調査、積 算、技術審査、監督、検査等への補助ま たは支援する機関として設立されており、 十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 県土木工事の積算ができる唯一の団体 であることから、選定した。
14	①委託	令和6年度 1級土木施工管 理技術検定試験受験準備 講習会業務	土木工事における最高レベルの 技術者として、良質な社会資本 整備に重要な役割を果たす1級 土木施工管理技士を養成するた め、受験準備講習会を開催す る。	1	R6.4.1	R7.3.19	1,606	1,606	第2号(競争に不 向き)	本業務は、建設業の担い手不足の解消 と建設業者の技術力向上を図るため、建 設業法第27条に基づく国家資格である1 級土木施工管理技士の技術検定試験の 受験準備に係る講習会を開催するもので ある。 業務内容は、講義カリキュラムを企画立 案し、効果的な講習会を運営するなど、 土木工事の実務経験と極めて高い専門 知識を必要とするものである。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県内唯一の、県市町村が公共事業を 円滑に執行できるよう補完、支援すること を目的に設立された公益法人である。 当該法人は、建設行政の多様化する需 要に迅速かつ的確に応えるため、県や市 町村と連携のもと「公共工事の品質確保 のための技術支援・人材育成」等の事業 を展開しており、その職員は建設現場に おける豊富な実務経験と極めて高い専門 知識を有しているため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
15	①委託	土木建設工事に係る業務 指導等委託業務	・建設事業に係る測量、調査、設計及び積算業務 ・建設事業に関する監督補助及び検査補助業務 ・公共施設等の管理運営及び整備業務	1	R6.4.1	R7.3.31	30,078	30,078	第2号(競争に不向き)	設計・積算業務、監督補助等の指導に関する業務委託であり、業務の性質上、各種関係制度や基準等に精通し、専門的知識や豊富な経験が必要であり、また、関係業者と利害関係がなく、現場における公平・公正かつ適正な判断が求められることから競争入札に馴染まない。 近年、多発する自然災害への対応や、老朽化する公共施設の適正管理が求められる中で、技術職員の不足が深刻化する県及び県内市町村の現状においては、効率的・効果的な発注者業務に精通した者、また、技術面のみならず建設業を取り巻く関係法令・関係制度など業務全般に精通した者でなければ業務受託が困難な業務であり、当団体以外に受託できる団体はない。
16	①委託	技術者人材クラスター事業 に係る支援等委託業務	・公共事業の振興を目的とした技術力向上の支援業務 ・技術者及び技術情報の収集及び管理業務 ・県、市町村、民間企業、大学等の技術支援ニーズの把握及び技術者の斡旋業務	1	R6.4.1	R7.3.31	4,100	4,100	第2号(競争に不向き)	技術者人材クラスター事業の支援委託であり、業務の性質上、各種関係制度や基準等に精通し、専門的知識や豊富な経験が必要であり、また、関係業者と利害関係がなく、現場における公平・公正かつ適性な判断が求められることから競争入札に馴染まない。 また、県行政へのニーズが多様化・複雑化する中、県と関係団体との緊密な連携のもと、効率的・効果的に農林水産行政を推進していく必要があり、本業務は、公共事業全般及び技術面のみならず、公共事業を取り巻く関係法令・関係制度など業務全般に精通した者でなければ実行不可能な業務であり、他に替わり得る団体はない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：県土整備部用地対策課

団 体 名：徳島県土地開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	地域高規格道路用地取得 事務委託	阿南安芸自動車道(桑野道路・ 福井道路)用地取得		R6.4.30	R7.3.31	3,200	3,200	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはなく(同法第 10条、第17条)、また、当該業務の遂行に は損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体 はそのための人材を有した団体であるた め。
2	①委託	地域高規格道路用地取得 事務委託	阿南安芸自動車道(海部野根道 路)用地取得		R6.4.30	R7.3.31	5,700	5,700	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはなく(同法第 10条、第17条)、また、当該業務の遂行に は損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体 はそのための人材を有した団体であるた め。
3	①委託	一般国道用地取得事務委 託	一般国道55号(牟岐バイパス) における用地取得事務の委託		R6.5.8	R7.3.31	5,900	5,900	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはなく(同法第 10条、第17条)、また、当該業務の遂行に は損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体 はそのための人材を有した団体であるた め。
4	①委託	直轄河川改修用地取得事 務委託	旧吉野川改修事業(中喜来箇所 及び広島箇所)における用地取 得事務の委託		R6.5.16	R7.3.31	3,200	3,200	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはなく(同法第 10条、第17条)、また、当該業務の遂行に は損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体 はそのための人材を有した団体であるた め。
5	①委託	用地事務委託	公共事業に係る用地取得業務 の実施及び用地取得体制の整 備促進		R6.4.1	R7.3.31	11,583	11,583	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはない(同法第 10条、第17条)ため。
6	①委託	緊急地方道路整備事業用 地取得事務委託	住吉万代園瀬橋線における用 地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	1,771	1,771	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはなく(同法第 10条、第17条)、また、当該業務の遂行に は損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体 はそのための人材を有した団体であるた め。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：県土整備部用地対策課

団 体 名：徳島県土地開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
7	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	鳴門公園線(土佐泊浦～三ツ石工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	293	293	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
8	①委託	道路改築事業用地取得事務委託	徳島環状線(国府～藍住工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	3,355	3,355	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
9	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	小松島佐那河内線(三反地工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	208	208	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
10	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	徳島上那賀線(中角工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	792	792	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
11	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	徳島吉野線(西条工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	1,308	1,308	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
12	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	国道195号(石畳～棚谷工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	12	12	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：県土整備部用地対策課

団 体 名：徳島県土地開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
13	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	久尾穴喰浦線(久保②工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	2,556	2,556	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
14	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	多々羅川における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	1,416	1,416	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
15	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	那賀川(十八女町工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	6,808	6,808	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
16	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	那賀川(阿井工区)における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	14,031	14,031	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
17	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	西大堀川における用地取得事務の委託		R6.4.1	R7.3.31	3,633	3,633	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
18	①委託	公共事業用地取得推進支援業務(阿南庁舎)	阿南庁舎における用地取得業務の支援		R6.4.1	R7.3.31	9,939	9,939	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：県土整備部用地対策課

団 体 名：徳島県土地開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
19	①委 託	公共事業用地取得推進支 援業務(美波庁舎)	美波庁舎における用地取得業 務の支援		R6.4.1	R7.3.31	9,939	9,939	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立さ れた土地開発公社の他にはなく(同法第 10条、第17条)、また、当該業務の遂行に は損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体 はそのための人材を有した団体であるた め。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 高規格道路課

団 体 名: 徳島ハイウェイサービス株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	来庁者駐車場等整理業務	来庁者駐車場整理券の発券・回収、駐車場・駐輪場等整理業務一式	1	R6.4.1	R7.3.31	17,160	17,160	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス株式会社は、本州四国連絡橋の設置により影響を受けた海運関係者の離職者対策として、本県も出資して設立された会社である。 同社は、有料道路の料金徴収や地方自治体の所有施設等を管理運営業務を主に受託しており、本業務にも対応する能力を有した人材を十分確保しているものと判断される。 また、同社は、来庁者駐車場の開設時(昭和61年)からの業務受託者であり、委託内容はもとより、これまでの駐車場等の管理運営における様々な経緯にも精通していることから、今後も従前どおりの業務成果が挙げられるのは同社が唯一である。 更に、同社に本業務を委託することで「離職者対策」への寄与や「県内在住者への雇用創出」が見込まれるものと考え

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 高規格道路課

団 体 名: 徳島ハイウェイサービス株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
2	①委託	マリンピア沖洲他 植栽維持管理業務	マリンピア沖洲地区において、芝 生の苅込みや樹木剪定によって 生じた廃棄物を収集・運搬・処分 する業務	1	R6.4.1	R7.3.31	1,598	1,598	第2号(競争に不 向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四 国連絡橋の開通により影響をうける港湾 関係労務者の雇用対策の一環として設 立された、県も出資する第三セクター会 社であり、設立以来、県の施策として、港 湾法に基づく港湾環境整備施設である徳 島みなと公園等の清掃、植栽維持管理 及び除草の業務を委託しており、他社と 比べて業務委託箇所の港湾施設箇所にも 精通し、円滑な業務の施工が可能である。
3	①委託	徳島みなと公園 他植栽維持管理業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県 庁前護岸、南末広町の三角公 園において、芝生の苅込みや樹 木剪定によって生じた廃棄物を 収集・運搬・処分する業務	1	R6.4.1	R7.3.31	3,818	3,818	第2号(競争に不 向き)	
4	①委託	マリンピア沖洲他清掃業務	マリンピア沖洲地区及びマリンピ ア沖洲防潮堤において、清掃に よって生じた廃棄物を収集・運 搬・処分する業務	1	R6.4.1	R7.3.31	490	490	第2号(競争に不 向き)	
5	①委託	徳島みなと公園他清掃業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県 庁前護岸において、清掃によっ て生じた廃棄物を収集・運搬・処 分する業務	1	R6.4.1	R7.3.31	1,225	1,225	第2号(競争に不 向き)	
6	①委託	徳島みなと公園他除草業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県 庁前護岸、南末広町の三角公 園において、除草によって生じた 廃棄物を収集・運搬・処分する 業務	1	R6.8.1	R6.10.31	421	421	第2号(競争に不 向き)	
7	①委託	マリンピア沖洲地区除草業 務	マリンピア沖洲環境緑地他、マリ ンピア沖洲防潮堤、マリンピア沖 洲南連絡道路、マリンピア沖洲 線接続道路において、除草に よって生じた廃棄物を収集・運 搬・処分する業務	1	R6.8.1	R6.10.31	1,441	1,441	第2号(競争に不 向き)	

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 高規格道路課

団 体 名: 徳島ハイウェイサービス株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
8	①委託	徳島みなと公園内倒木伐採 及び支障枝剪定業務	徳島みなと公園における、歩道 の通行に支障となる枝の剪定お よび倒木している樹木の伐採業 務	1	R6.10.11	R6.10.24	147	147	第5号(緊急を要 する)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加 業者で過去にも実績がある。 また、樹木の枝・倒木等による通路へは 出ず箇所がみられ、歩行者の通行に支 障が生じており、早急に対応する必要が ある。
9	①委託	マリンピア沖洲 東側歩道 剪定・草刈業務	マリンピア沖洲臨港道路歩道に おいて生い茂っている、雑木・雑 草の剪定・草刈業務	1	R6.10.22	R6.10.25	91	91	第5号(緊急を要 する)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加 業者で過去にも実績がある。 また、臨港道路歩道部において雑木・雑 草等が生い茂り、管理に支障が生じてお り、早急に対応する必要がある。
10	①委託	徳島沖洲インター周辺草刈 業務	徳島沖洲インターチェンジ周辺 において、通行車両からの視界 不良を起こしており、歩行者の 安全な通行に支障が生じている 雑草の伐採業務	1	R6.10.25	R6.11.7	264	264	第5号(緊急を要 する)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加 業者で過去にも実績がある。 また、徳島沖洲インターチェンジ周辺において 雑草が生い茂り、歩行者の安全な通行に 支障が生じており、早急に対応する必要 がある。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 住宅課

団 体 名: 徳島県営住宅供給公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県営住宅の管理代行 業務	県営住宅の管理体制を充実し、 住民サービスの向上を図るた め、入居者募集、修繕等窓口業 務を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	329,316	329,316	第2号(競争に不 向き)	公営住宅の管理は、公営住宅法におい て原則として事業主体が行うこととされて いるが、「事業主体の同意を得た地方公 共団体、地方住宅供給公社は、事業主 体に代わって公営住宅の管理を行うこと ができる。」とされており、徳島県営住宅 の設置及び管理に関する条例で、市町村 又は徳島県住宅供給公社が県営住宅の 管理を行うことができることを示している。
2	①委託	R6県営住宅長寿命化対策 業務	県営住宅既存ストックの長寿命 化を図り、住民が安心して暮ら せる住環境を維持するため、県 営住宅及び各種設備の改修等 を実施する。	1	R6.4.1	R7.3.31	61,597	61,597	第6号(競争が不 利)	本業務の実施にあたっては、県営住宅団 地全体の状況を適切に把握し、優先度の 高い業務から計画的に実施する能力が 求められる。 さらに、入居中の住戸内や共用スペース での作業を伴うなど、住民との綿密な調 整も必要となる。 よって、管理代行及び指定管理により 県営住宅の維持管理を行っている徳島 県住宅供給公社に委託することが、業務 効率を考慮すると最も有利である。
3	①委託	旧津田乾開団地給水管更 新業務	旧津田乾開団地までの給水管を 更新する。	1	R6.11.8		7,112	7,112	第6号(競争が不 利)	県営住宅の指定管理者である住宅供給 公社と契約履行中の業務において集約 化団地管理業務を行っており、周辺の住 民との信頼関係を確立し、現地を熟知し ている必要がある。よって現に履行中の 契約者以外の者に履行させることが不利 であることから、随意契約により実施す る。
4	①委託	県営住宅浴室給湯設備設 置業務	入居者の退去後において、浴槽 及び給湯設備が設置されていな い県営住宅の浴室に浴槽及び 給湯設備を設置する。	1	R6.4.1	R7.3.25	9,149	9,149	第6号(競争が不 利)	事業実施に際しては、県営住宅の空き家 修繕を行っている者が空き家修繕と同時 に実施することが作業効率や工事期間に おいて有利と考えられる。また、事業実施 者は県営住宅の現状を常に把握し、今後 の県営住宅の利用方針に沿った適切な 判断ができる者である必要がある。 そのため、県営住宅の管理代行・指定管 理を行っている徳島県住宅供給公社に委 託する。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 住宅課

団 体 名: 徳島県住宅供給公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR6年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	令和6年度「とくしま回帰」住 宅対策総合支援センター運 営業務	空き家対策の推進を図るために 県が設置した「とくしま回帰」住 宅対策総合支援センターの運営 を行う。	1	R6.4.1	R7.3.31	25,494	25,494	第2号(競争に不 向き)	本業務は、住宅の専門的な知識や経験 を必要とし、価格競争では成果を期待し 難い業務である。業務の実施に当たっ ては、住宅建築や売買及び管理に精通した 知識を有する相談員の配置や、公平な立 場で住宅の総合的な知識を有する空き 家判定士を育成するとともに、気密性の 高い個人情報扱う業務であるため、守 秘義務の遵守徹底が求められる。このこ とから、公企業として守秘義務の信頼も 高く、住宅の計画・建設・売買・管理及び 空き家対策に精通した知識・経験を有す る唯一の団体であることから、徳島県住 宅供給公社に委託するものである。